

平成29年4月5日

原子力規制委員会 殿

東通原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 大場 國久

平成29年度保安検査実施方針について

東北電力株式会社東通原子力発電所に対する平成29年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

① 新規制基準を踏まえた検査

平成25年7月に施行された新規制基準への適合性に係る保安規定の変更が認可された施設は、認可に際して確認した重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における対策が保安活動に適切に反映、実施されていることを確認する。

新規制基準の適合性に係る使用前検査が終了していない施設は、特別な保全計画に基づく保安活動について、施設の状態に応じた計画の策定（改訂を含む）及び実施が適切に行われていることを確認する。

② マネジメントレビューに係る検査

経営責任者の積極的な関与の下、マネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、経営責任者から改善が指示されていることを確認する。

③ 予防処置に係る検査

他の施設において、原子炉施設の点検長期計画未策定による点検漏れ、調達管理の不備によるクレーンジブの倒壊、中央制御室空調換気系ダクト腐食等の不適合事象が平成28年度に確認された。このような類似事象の発生を防止するために、他の施設において発生したトラブル等の不適合情報や安全対策上の教訓となる運転経験、その他の安全性向上に資する外部の知見を活用する予防処置活動が健全に機能していることを確認する。

④ 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る検査

東通原子力発電所で発生した不適合に対する不適合処置、是正処置、予防処置が適切に実施されているかを確認する。特に不適合に対する不適合区分の判断の適切性、是正処置及び予防処置については、その処置内容が適切に検討されているか確認する。

⑤ 放射性固体廃棄物の管理に係る検査

他事業者での放射性廃棄物を封入しているドラム缶からの漏えい事象に鑑み、事業者がドラム缶等の封入容器について、腐食や漏えい等の異常を検知できる管理が適切に実施されているかについて確認する。

⑥ 記録の管理に係る検査

平成28年度保安検査において、「力量個人管理票」の不適切な作成プロセスが確認されたこと、記録の管理状況の確認において、確認印を押印すべきところ、「作成・審査・承認」欄が空白となっている記録が確認された事案があったことから、記録の作成プロセスを含む管理状況について確認する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

該当なし

3. 保安検査実施時期

(1) 第1四半期:5月下旬～6月上旬

(2) 第2四半期:8月下旬～9月上旬

(3) 第3四半期:11月下旬～12月上旬

(4) 第4四半期:2月下旬～3月上旬